

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、別紙 委託業務特記仕様書（追加事項）のとおりとする。

R 7 徳環 徳島東環状線 徳・末広 2 他 供用形態資料作成業務
委託業務特記仕様書（追加事項）

1. 業務名称

R 7 徳環 徳島東環状線 徳・末広 2 他 供用形態資料作成業務

2. 目的

本業務は、令和 8 年度に暫定供用、令和 10 年度に完成供用が見込まれている（都）徳島東環状線末広住吉工区の末広 2 丁目～安宅 2 丁目の高架橋及び側道において、暫定供用時及び完成供用時の走行動画を作成し、それぞれの供用後の通行形態の差異をあらかじめ把握しておくことで、道路利用者や周辺住民の方々が安全でゆとりのある生活を送るために、日常的に意識しておく事柄をとりまとめ、もって交通事故を防止するとともに今後の末広住吉工区の開通に対する機運の醸成に役立てるものとする。

3. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

3.1 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

3.2 資料収集整理

関連する既往成果等の資料を収集し、整理する。

3.3 走行シミュレーション動画の作成

以下の段階における車両の運転者のシミュレーション動画を作成し、車両運転者の交通安全意識の向上に資する資料を作成する。

(1) 暫定形①（別紙①参照）

暫定形①（片側 1 車線供用、補強土施工段階）における車両等の運転者目線の走行動画及び全体俯瞰図を作成する。

(2) 暫定形②（別紙②参照）

暫定形②（片側 1 車線供用、中央分離帯施工段階）における車両等の運転者目線の走行動画及び全体俯瞰図を作成する。

(3) 完成形（別紙③参照）

完成供用時（片側 2 車線供用）における全体俯瞰図を作成する。

なお、作成するシミュレーション動画の詳細については、監督員との協議により決定する。

3.4 広報活動の補助

(1) 対象の把握

広報活動を行う対象を決定する。対象は自治会、一般市民等を想定しているが、詳細については、監督員との協議により決定する。

(2) 広報計画の作成

広報を行う媒体及び内容等について検討を行う。詳細については、監督員との協議により決定する。

(3) 広報資料の作成・展開

上記の計画を踏まえた広報資料の作成及び対象者に向けた資料の展開を行う。

3.5 意見の収集

作成したシミュレーション動画や広報資料について対象者からの意見を収集する。収集計画の作成及び収集方法(ツール)について検討を行い提案する。

3.6 取組の PR

関係者に対して取組についての PR 活動を行う。以下の対象者に向けて説明会等を実施するものと想定しているが、詳細については、監督員との協議により決定する。

(1) 自治会 : 説明会で周辺の町内会やまちづくり協議会に諮り、意見を収集することを基本とするが、出席状況によっては、回覧板や「広報とくしま(毎月 1 日・15 日発行)」に QR コードを設けて、専用アンケートページから地元住民の意見を収集。

(2) 一般市民 : 周辺の商業施設に特設ブースを設けて来場者を対象に作成した動画やアンケートページから取組内容の PR を行う。

3.7 関係機関協議

公安委員会、徳島市、コミュニティ協議会を対象に走行動画を共有し危険箇所の抽出やその対策(標識や路面標示)について検討を行い、走行動画へ反映する。また協議に必要な資料も作成する。

3.8 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。成果品は下記のとおりとする。

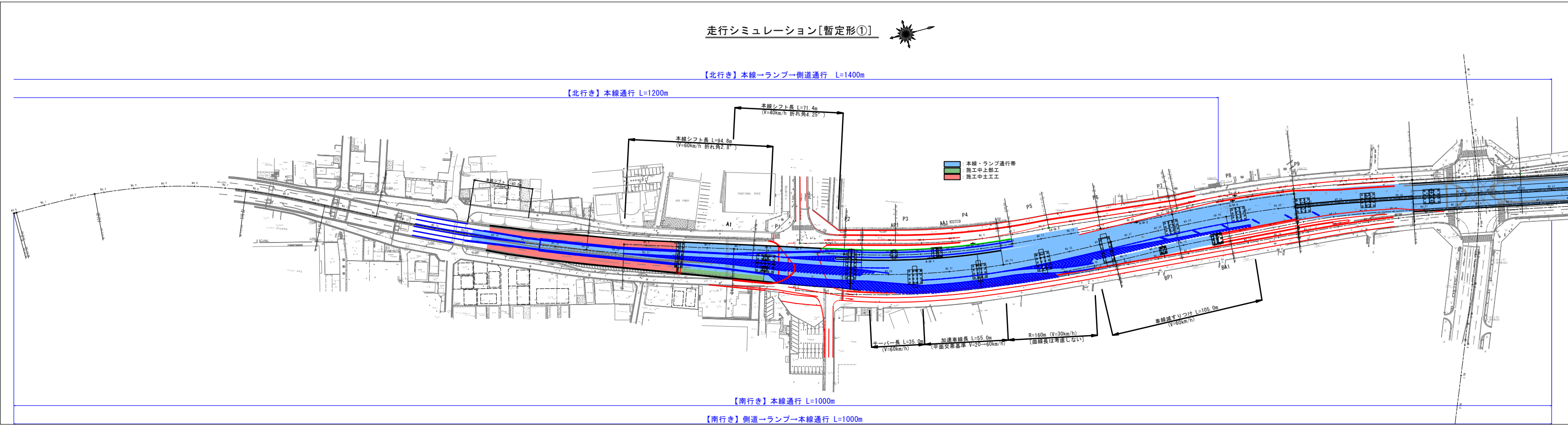
- ・ 報告書(紙媒体 : A 4 チューブファイル) 1 部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2 部(正・副各 1 部)

4. 打合せ協議

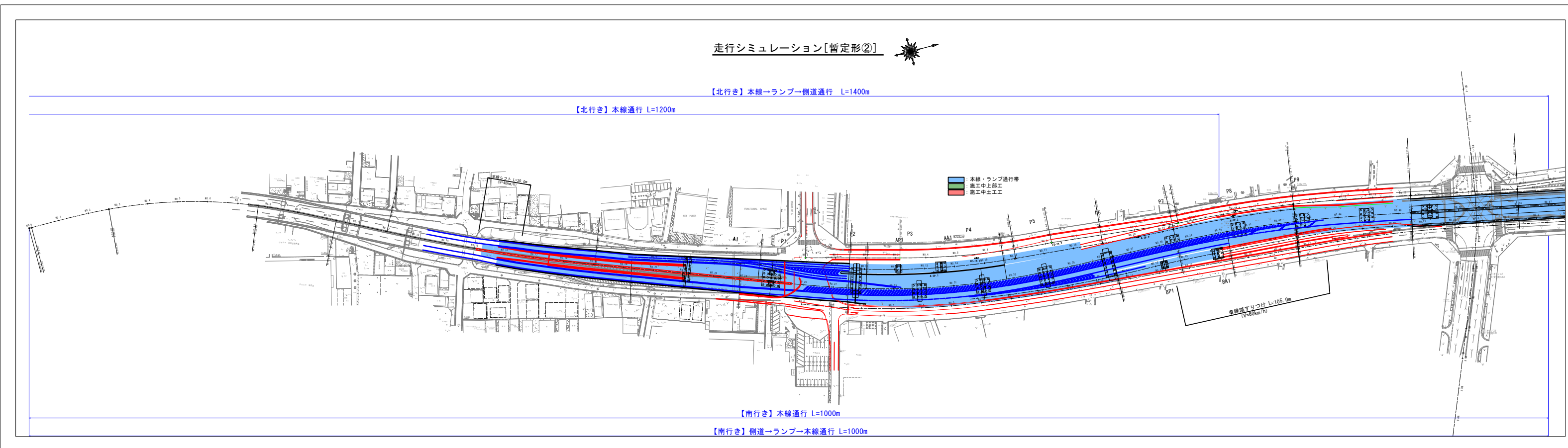
打合せは原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

- ・ 業務着手時 1 回
- ・ 業務中間時 3 回
- ・ 成果納入時 1 回

別紙① 暫定形① 参考平面図



別紙② 暫定形② 参考平面図



別紙③ 完成形 参考平面図

